

鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、新生児聴覚検査を実施する医療機関等に対し、聴覚検査機器購入の支援をすることにより、聴覚障がい早期発見・早期療育が図られることを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項並びに第2条に規定する施設をいう。

2 この要綱において「聴覚検査機器」とは、自動聴性脳幹反応検査機器（以下「自動ABR機器」という。）をいう。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、分娩を取り扱う県内の医療機関等のうち自動ABR機器を所有していない医療機関等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第3欄の基準額を比較していずれか低い額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、購入を予定している自動ABR機器に係るカタログの写し及び見積書の写しを添付しなければならない。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、当該補助事業において納入された物品の納品書及び領収書等の写し並びに写真（設置された自動ABR機器が分かるもの）を添付しなければならない。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格が30万円以上の機器
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
分娩を取り扱う県内の医療機関等のうち自動A B R機器を所有していない医療機関等	自動A B R機器の購入に要する経費	3, 6 0 0, 0 0 0円	1 0 / 1 0

様式第1号（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業（聴覚検査機器購入支援事業）
事業計画（報告）書

1 分娩取扱医療機関の名称及び所在地

名称

所在地

2 自動ABR機器の内容

品名	
金額（円）	
設置場所	
購入時期（予定）	年 月

様式第2号（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）
収支予算（決算）書

収入の部 (単位：円)

項目	予算（決算）額	備考
県補助金		
合計		

支出の部 (単位：円)

項目	予算（決算）額	備考
自動A B R機器購入費		
合計		

様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）
交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業。以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金交付要綱（令和2年10月〇日付第〇〇号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国庫補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（平成26年5月30日厚生労働省発雇児0530第3号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）
仕入控除税額確定報告書

標記事業に係る仕入控除税額は、以下のとおりです。

- 1 補助金交付決定（変更後）額
 - （1）算定基準額 金 円
 - （2）交付決定額 金 円

 - 2 仕入控除税額
 - （1）交付決定控除税額（補助金交付決定（変更後）時に算定した仕入控除税額の見込） A
金 円
 - （2）実績報告控除税額（実績報告時に明らかになっていた仕入控除税額の見込） B
金 円
 - （3）確定控除税額（実績報告の後に、申告により確定した仕入控除税額） C
金 円

 - 3 仕入控除税額の超過額
金 円
- ※C－Bが0円以上の場合（AがBを超える場合はC－A）超過額となります。
- 4 補助金返還額
金 円

年 月 日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名
（団体にあつては、名称及び代表者氏名）

注：2（3）の金額の参考となる書類を添付すること。